（様式１）

令和　　年　　月　　日

物件情報登録申込書

弘 前 市 長 殿

申込者　事務所等所在地：

　　　　商号又は名称：

電話番号：

宅地建物取引業者免許番号：

　別添「物件情報登録票」（　　件）のとおり、空き工場等の物件情報の登録を申し込みます。

記

【告知事項】

登録申込をする空き工場等の物件について、次のすべての項目に該当します。

（□はい　□いいえ）

1. 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いがないこと。
2. 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合は確実に抹消ができること。
3. 不動産競売に付されていないこと。
4. 所有者及び仲介している宅地建物取引業者等に税金の未納がないこと。
5. 所有者又は所有者が属する世帯の世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、若しくはこれらの者と密接な関係を有する者ではないこと。
6. 都市計画法、建築基準法等の各種法律及びその他の関係法令（条例、規則等を含む。）に抵触していないこと。
7. 売買又は賃貸できないものではないこと。（農地などを含まないこと。）

【注意事項】

1. 弘前市は、提供いただいた情報の推奨又は取引の仲介等を行うものではありません。
2. 弘前市は、物件情報の利用者と所有者等の間の交渉及び契約等については、関与せず一切責任を負いません。
3. 物件情報登録申込書は、情報を提供してくださる方の責任において、正確な情報の記入をお願いします。弘前市は、情報の内容について、一切の責任を負いません。
4. 登録いただいた情報内容に異動があった場合は、速やかに異動の手続を行ってください。
5. 登録の期間は、登録日から６ヶ月とします。なお、登録継続を希望する場合は、再度、登録の手続を行ってください。
6. 交渉等で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはいけません。
7. 登録の申込は、宅地建物取引業者等（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者又は同法第77条第3項の規定による届出を行った信託会社若しくは同条第4項の信託業務を兼営する金融機関をいう。）が行うものとします。必ず、所有者と不動産売買等に関する媒介契約を締結し、所有者等の同意を得てください。
8. 宅地建物取引業者等以外の者が所有者の場合は、宅地建物取引業者等を必ず仲介させてください。

【記載例】

令和４年５月１日

物件情報登録申込書

弘 前 市 長 殿

申込者　事務所等所在地：青森県弘前市上白銀町1-1

　　　　商号又は名称：●●不動産　（担当）●●

電話番号：０１７２－３２－８１０６

宅地建物取引業者免許番号：青森県知事免許(7)第000000号

　別添「物件情報登録票」（２件）のとおり、空き工場等の物件情報の登録を申し込みます。

記

【告知事項】

登録申込をする空き工場等の物件について、次のすべての項目に該当します。

（☑はい　□いいえ）

1. 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いがないこと。
2. 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合は確実に抹消ができること。
3. 不動産競売に付されていないこと。
4. 所有者及び仲介している宅地建物取引業者等に税金の未納がないこと。
5. 所有者又は所有者が属する世帯の世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、若しくはこれらの者と密接な関係を有する者ではないこと。
6. 都市計画法、建築基準法等の各種法律及びその他の関係法令（条例、規則等を含む。）に抵触していないこと。
7. 売買又は賃貸できないものではないこと。（農地などを含まないこと。）

【注意事項】

1. 弘前市は、提供いただいた情報の推奨又は取引の仲介等を行うものではありません。
2. 弘前市は、物件情報の利用者と所有者等の間の交渉及び契約等については、関与せず一切責任を負いません。
3. 物件情報登録申込書は、情報を提供してくださる方の責任において、正確な情報の記入をお願いします。弘前市は、情報の内容について、一切の責任を負いません。
4. 登録いただいた情報内容に異動があった場合は、速やかに異動の手続を行ってください。
5. 登録の期間は、登録日から６ヶ月とします。なお、登録継続を希望する場合は、再度、登録の手続を行ってください。
6. 交渉等で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはいけません。
7. 登録の申込は、宅地建物取引業者等（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者又は同法第77条第3項の規定による届出を行った信託会社若しくは同条第4項の信託業務を兼営する金融機関をいう。）が行うものとします。必ず、所有者と不動産売買等に関する媒介契約を締結し、所有者等の同意を得てください。
8. 宅地建物取引業者等以外の者が所有者の場合は、宅地建物取引業者等を必ず仲介させてください。